

**令和8年度リモート就農体験ツアー等
企画運営業務**

業務仕様書

**令和8年4月
岩手県**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度リモート就農体験ツアー等企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 基本事項

(1) 業務の名称

令和8年度リモート就農体験ツアー等企画運営業務

(2) 趣旨及び目的

高齢化や後継者不在等の担い手不足等により農業従事者が減少する中、県の農業を支える人材を確保・育成していくことが喫緊の課題となっている。

そこで、県外からの新規就業者の確保に向け、本県での就農イメージの具現化を支援するため、WEB会議システム等を活用したリモート就農体験ツアーを開催する。

また、リモート就農体験ツアーや県外就農相談会への参加を誘導するため、位置情報ターゲティング広告等を活用した情報発信を実施する。

2 事業概要について

県との協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

(1) WEB会議システム等を活用したリモート就農体験ツアーの開催

本県で農業を始めることに関心を持っている者を対象に、本県での就農のイメージの具現化を支援するため、県内の農業現場をオンラインでライブ配信し、農業者等と交流するリモート就農体験ツアー※（以下「体験ツアー」という。）を開催すること。

ア 開催時期

令和8年7月～11月頃

イ 実施回数

2回

ウ 開催場所（リモートで繋ぐ農業現場）

委託契約後、県と受託者が協議の上、決定する。

エ 催行人数

各回15人程度

オ 内容

リモート農業体験、農業者等と交流等。

※ 農作業をしている様子等を、WEB会議システム等を活用してライブ配信し、参加者に農業体験をしているような雰囲気伝える。

カ 参加条件

体験ツアー終了後にアンケートに回答すること

キ 実施方法

(ア) オンライン（ライブ配信）とすること。

(イ) 1回当たり、農業現場2か所程度（又は2品目）をオンラインで繋げること。

(ウ) オンライン（ライブ配信）可能な通信環境を整えること。

ク 企画・運営及び参加者の取りまとめ

(ア) 体験ツアー実施に向けた企画・運営を行うこと。

(イ) 出席者や参加者を取りまとめ、出席と連絡調整等を行うこと。

(ウ) 参加者向けの当日用資料を作成すること。

(エ) 体験ツアーを実施する前にリハーサルを行うこと。

ケ 参加者等への周知及び調整

チラシデータを作成し、県と協力しWEB及びSNS等で周知すること。

コ 当日の進行管理等

(ア) 体験ツアー当日の企画・運営を行うこと。

(イ) 当日の運営マニュアル・進行台本を作成すること。

(ウ) 作成した運営マニュアル・進行台本等のデータを提供すること。

(エ) 当日の進行を行うとともに、参加者がスムーズに参加ができるよう、参加者等に適切な誘導等を行うこと。

サ アンケートの実施、取りまとめ

(ア) 当日の出席者及び参加者に対してアンケートを実施、集計・分析を行うこと。

(イ) 体験ツアー催行中の写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加者人数等の情報とあわせて、撮影した写真等のデータを県に提供すること。なお、写真については、県ウェブサイト、広報などで使用する可能性があるため、予め参加者の理解を得ておくこと。

(ウ) アンケートは県と協議し作成すること。

シ 体験ツアーレポートの作成

実績報告書とは別に、体験ツアー終了後に、参加者の感想、意見を交えた体験ツアーレポートを作成し県に提出すること。

(2) 位置情報ターゲティング広告等を活用した情報発信

リモート就農体験ツアーや県外就農相談会への参加を誘導するため、位置情報ターゲティング広告等を活用した情報発信を実施すること。

ア 開催時期

令和8年6月～令和9年1月頃

イ 配信回数

7回（リモート就農体験ツアー2回、県外就農相談会5回）

1回当たりの広告期間は1か月程度とする。

詳細の時期や配信対象の県外就農相談会については、委託契約後、県と受託者が協議の上、決定する。

ウ 配信先

各種SNS広告、GDN（グーグルディスプレイネットワーク）、YDN（ヤフーディスプレイネットワーク）等、本業務に適切な配信先を提案すること。

エ バナーデータの作成

表示されるバナーのイメージを提案すること。

オ 広告効果の評価

広告の実施内容の評価・分析を行うこと。

(3) 業務報告

下記資料について、提出すること。なお、納品に当たっては、書面及び電子データ（Microsoft Word形式等）で提出すること。

ア 業務報告書

本業務の実施経過、結果等を整理した資料を作成し、提出すること。なお、下記の内容を含むものとする。

(7) 体験ツアーについて

- ・開催状況
- ・PRの状況
- ・参加者名簿
- ・本事業の制作物一式の状況が分かる資料
- ・アンケート結果
- ・体験ツアーレポート
- ・実施内容の評価・分析結果

(イ) 情報発信について

- ・実施状況
- ・情報発信効果の検証（閲覧者の分析、効果的であった内容、課題等）

(ウ) その他県が必要と認めた事項

イ 体験ツアーの記録写真・動画等

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。